

## 清瀬市男女平等推進条例

平成18年6月29日条例第24号

### 目次

前文  
 第1章 総則（第1条—第4条）  
 第2章 責務（第5条—第9条）  
 第3章 基本的施策（第10条—第17条）  
 第4章 清瀬市男女平等推進委員会（第18条—第21条）  
 第5章 苦情の処理（第22条—第24条）  
 第6章 雑則（第25条）  
 附則

私たちは、女性も男性もすべての市民が、個人としての  
 人権を尊重され、自分らしさを発揮し、平和で住みよ  
 いまちづくりにともに参画する男女平等参画社会の  
 実現を願っている。

これは「個人の尊厳」や「法の下での平等」を謳った  
 日本国憲法の理念でもあり、国際的には国連の「女子  
 差別撤廃条約」や第4回世界女性会議の北京宣言・行  
 動綱領等でその重要性が強調されている。また、国の  
 「男女共同参画社会基本法」においても「男女共同参  
 画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重  
 要課題」と位置付けている。

清瀬市においては、昭和58年に「清瀬市婦人行動  
 計画」を策定し、平成7年に「清瀬市男女共同参画セ  
 ンター」を開設し、平成12年には「清瀬市男女平等  
 推進プラン」を策定して、市民参画を基本としながら  
 男女平等を推進するさまざまな取り組みを行ってき  
 た。

女性も男性も社会的性別の概念にとらわれることな  
 く、個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野で対等  
 に参画する男女平等参画社会を実現して、豊かで、安  
 心して暮らせる、しかも活力ある清瀬市を築いていく  
 ため、ここにこの条例を制定する。

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この条例は、男女平等参画社会の形成に関  
 し、基本理念並びに市、市民、事業者、その他の団  
 体及び教育に携わる者の責務を明らかにするととも  
 に、市の施策の基本的事項を定めることにより、す  
 べての市民が性別に関わりなく個人として尊重さ  
 れ、平等にいきいきと暮らせるまちの実現を図るこ  
 とを目的とする。

#### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の

意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民とは、清瀬市の区域内（以下「市内」とい  
 う。）に居住する者、市内に存する事務所若し  
 くは事業所に勤務する者又は市内の学校に在学  
 する者をいう。
- (2) 事業者とは、市内において営利を目的とした事  
 業活動を行なう個人、法人及び団体をいう。
- (3) その他の団体とは、市内において社会活動を行  
 なう非営利団体をいう。
- (4) セクシュアル・ハラスメントとは、他の者を不  
 快にさせる性的な言動により、個人の心身に苦  
 痛を与え、又はそのことに起因して個人に不利  
 利益を与えることをいう。
- (5) ドメスティック・バイオレンスとは、配偶者又  
 は元配偶者等親しい関係にある者からの身体  
 的、精神的、経済的、性的暴力その他心身に有  
 害な影響を及ぼす言動をいう。
- (6) 積極的格差是正措置とは、社会のあらゆる分野  
 における活動に参画する機会についての男女間  
 格差を是正するため、必要な範囲において、男  
 女いずれか少ない方に対して活動に参画する機  
 会を積極的に提供することをいう。
- (7) 性別統計とは、女性と男性の置かれた状況によ  
 り抱える課題は異なることから、調査統計を性  
 別で調査及び分析することをいう。

#### （基本理念）

第3条 男女平等参画社会の形成を図るため、次の各  
 号に掲げる事項を基本理念として定める。

- (1) すべての人が、個人としての人権を尊重され、  
 性別を理由として直接又は間接に差別的取扱い  
 を受けることなく、一人ひとりの個性と能力を  
 十分発揮できる機会が確保されること。
- (2) 女性と男性が、性別による固定的な役割分担に  
 とらわれることなく、自己の意思と責任による  
 多様な生き方の選択が尊重されること。
- (3) 女性と男性が、家事、子の養育、家族の介護そ  
 の他の家庭生活における責任を分かち合うと  
 ともに、家庭生活と社会活動を両立できるような  
 環境が整備されること。
- (4) 女性と男性が、社会の対等な構成員として、さ  
 まざまな領域における活動の方針立案及び決定  
 の過程で共同参画する機会が確保されること。
- (5) 女性と男性が、互いの性を理解し尊重し合うと  
 ともに、性に基づいた健康が生涯にわたり維持  
 されるよう配慮されること。

#### （性別による人権侵害事項）

第4条 何人も、次の各号に掲げる行為を行ってはな  
 らない。

- (1) 社会のあらゆる場における性別を理由とする差

別的な取扱い

- (2) 社会のあらゆる場におけるセクシュアル・ハラスメント
- (3) 家庭内等におけるドメスティック・バイオレンス

## 第2章 責務

(市の責務)

第5条 市は、男女平等推進施策を主要施策に位置付け、積極的格差是正措置を含む施策を総合的かつ計画的に実施しなければならない。

- 2 市は、市職員、市民、事業者、その他の団体及び教育に携わる者が男女平等の推進について理解を深められるよう、啓発活動に積極的に取り組まなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、男女平等参画社会の実現に向けて、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における取り組みに、主体的かつ積極的に参画するよう努めなければならない。

- 2 市民は、市が行う男女平等推進施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、当該事務所又は事業所内における男女間格差及び差別の是正を図り、セクシュアル・ハラスメントの防止に努めるとともに、従業員に対し、職場における活動、家庭における子の養育及び家族の介護並びに社会活動等を両立させるための支援に努めなければならない。

- 2 事業者は、市が行う男女平等推進施策に協力するよう努めなければならない。

(その他の団体の責務)

第8条 その他の団体は、男女平等参画の認識に立ち社会活動を行うとともに、市が行う男女平等推進施策に協力するよう努めなければならない。

(教育に携わる者の責務)

第9条 あらゆる分野において教育に携わる者は、男女平等参画社会を実現するため教育の果たす役割の重要性を認識し、男女平等参画の理念に配慮した教育を行うよう努めるとともに、セクシュアル・ハラスメントの防止に努めなければならない。

## 第3章 基本的施策

(推進プランの策定)

第10条 市長は、男女平等推進施策を総合的かつ計画的に推進するため、清瀬市男女平等推進プラン(以下「推進プラン」という。)を策定するものと

する。

- 2 市長は、推進プランを策定又は変更しようとするときは、あらかじめ清瀬市男女平等推進委員会の意見を聴くとともに、市民、事業者、その他の団体及び教育に携わる者(以下「市民及び事業者等」という。)の意見を反映させるよう努めなければならない。

(推進体制の整備)

第11条 市は、推進プランの実施に関し、調整、進行管理、評価及び公表を行うため、必要な体制を整備するものとする。

- 2 市は、男女平等推進の拠点施設として設置した男女共同参画センターを、市民参画により運営するものとする。

(方針等決定過程への女性参画の推進)

第12条 市は、附属機関への女性の参画を積極的に推進するよう努めなければならない。

- 2 市は、女性の市職員の登用及び職域拡大並びに能力開発について積極的に取り組むこととする。

(男女平等教育・啓発活動の促進)

第13条 市は、市の職員及び市立小中学校の教職員に対して、男女平等参画への認識を深めるための啓発に努めなければならない。

(調査及び研究等)

第14条 市は、男女平等参画社会の形成に必要な調査、研究及び資料提供を行うものとし、市が実施する調査統計は、原則として性別統計を行うものとする。

(ドメスティック・バイオレンスの防止と被害者の自立支援)

第15条 市は、ドメスティック・バイオレンス及びこれに伴い発生が懸念される児童虐待の防止について、広く市民に啓発するとともに、被害者の自立へ向けた支援を行うものとする。

(女性の就労等経済的自立支援)

第16条 市は、女性の就労等経済的自立を支援するための施策を行うものとする。

(市民及び事業者等への支援)

第17条 市は、市民及び事業者等と連携しながら男女平等推進施策を推進するとともに、市民及び事業者等の取り組む男女平等推進事業等を支援するものとする。

## 第4章 清瀬市男女平等推進委員会

(設置)

第18条 男女平等推進施策を総合的かつ計画的に推進するため、市長の附属機関として清瀬市男女平等推進委員会(以下「委員会」という。)を設置す

る。

(所掌事項)

第19条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 推進プランの基本的な考え方の検討に関すること。
- (2) 推進プランの実施結果の評価に関すること。
- (3) その他男女平等参画社会の形成に係る重要事項に関し、市長が必要と認めること。

(組織)

第20条 委員会は、市長が委嘱する委員12人以内をもって組織し、そのうち公募により委嘱する委員の数は委員総数の半数とする。

- 2 委員の委嘱は、男女いずれか一方の数が委員総数の10分の6を超えないものとする。

(委員の任期)

第21条 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、委員の再任を妨げない。

## 第5章 苦情の処理

(苦情の申立て)

第22条 市民及び事業者等は、市の施策が男女平等の推進に反すると認めるときは、清瀬市男女平等苦情処理委員に苦情の申立てをすることができる。

- 2 市民は、性別による差別的取扱いその他男女平等推進施策を阻害する要因によって人権が侵害されたと認めるときは、清瀬市男女平等苦情処理委員に苦情の申立てをすることができる。

(苦情処理窓口の設置)

第23条 市長は、市が実施する男女平等推進施策又は男女平等参画社会の形成を阻害する内容に関し、苦情を受け付けるための相談窓口を設置する。

(清瀬市男女平等苦情処理委員)

第24条 市長は、第22条に規定する申立てのあった苦情を適切かつ迅速に処理するため、清瀬市男女平等苦情処理委員（以下「苦情処理委員」という。）

を置く。

- 2 苦情処理委員は、男女平等参画社会の形成に深い理解と識見を有する者2人以内を市長が委嘱する。
- 3 苦情処理委員の任期は2年とし、補欠の苦情処理委員は前任者の残任期間とする。ただし、苦情処理委員の再任を妨げない。
- 4 苦情処理委員は、第22条第1項の規定による苦情の申立てを受け付けた場合において、必要があると認めるときは、調査のため市に資料の提出及び説明を求めることができる。
- 5 苦情処理委員は、前項の調査をした結果において必要があると認めるときは、是正その他の措置を講じるよう市長に勧告することができる。
- 6 苦情処理委員は、第22条第2項の規定による苦情の申立てを受け付けた場合において、必要があると認めるときは、関係者に是正の要請をするよう市長に勧告することができる。
- 7 市長は、苦情処理委員から勧告を受けたときは、適切な措置を講じるものとする。
- 8 苦情処理委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

## 第6章 雑則

(委任)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年7月1日から施行する。ただし、第5章の規定は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に策定されている清瀬市男女平等推進プランは、第10条第1項の規定により策定した推進プランとみなす。

# 清瀬市男女平等推進条例施行規則

平成18年7月11日規則第31号

## 目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 清瀬市男女平等推進本部（第2条—第7条）
- 第3章 清瀬市男女平等推進委員会（第8条—第13条）
- 第4章 苦情処理（第14条—第24条）
- 第5章 雑則（第25条・第26条）
- 附則

## 第1章 総則

### （趣旨）

第1条 この規則は、清瀬市男女平等推進条例（平成18年清瀬市条例第24号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

## 第2章 清瀬市男女平等推進本部

### （清瀬市男女平等推進本部の設置）

第2条 市は、条例第11条第1項に規定する必要な体制整備を図るため、清瀬市男女平等推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

### （所掌）

第3条 推進本部の所掌は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）男女平等推進に関する施策の総合調整、進行管理、評価及び公表に関すること。
- （2）その他男女平等推進に関する施策について市長が必要と認める事項

### （構成）

第4条 推進本部は、副市長、教育長、部長及び担当部長を委員として構成する。

- 2 推進本部に本部長及び副本部長を置く。
- 3 本部長及び副本部長は、推進本部の委員の中から市長が指名する。
- 4 本部長は、推進本部の会議を代表し、会務を総括する。
- 5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

### （推進本部の会議）

第5条 推進本部の会議は、必要に応じて本部長が招集する。

- 2 推進本部の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

### （専門部会）

第6条 推進本部は、下部組織として専門部会を置く。

- 2 専門部会は、第3条に掲げる所掌について、調査、研究及び協議を行い、その結果を推進本部に報告するものとする。
- 3 専門部会の委員は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。ただし、本文にかかわらず、市長が専門部会に必要な知識を有する者を指名して専門部会の委員とすることができる。
- 4 部会長は委員の互選によって選出し、副部会長は部会長が指名する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 専門部会は、部会長が招集し、主宰する。
- 7 専門部会は、必要に応じて所掌に関係のある市職員の出席又は資料の提出を求めることができる。

### （庶務）

第7条 推進本部及び専門部会の庶務は、企画部男女共同参画センターにおいて処理する。

## 第3章 清瀬市男女平等推進委員会

### （清瀬市男女平等推進委員会の構成）

第8条 条例第20条に規定する清瀬市男女平等推進委員会（以下「委員会」という。）の委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1）識見を有する者 2名以内
- （2）一般公募による市民 6名以内
- （3）関係機関に属する者 4名以内

### （委員長及び副委員長）

第9条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員会の委員の互選によって選出する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### （会議）

第10条 会議は、委員長が招集する。

- 2 会議は、委員会の委員の過半数の出席をもって成立する。

### （議決の方法）

第11条 会議の議事は、出席した委員会の委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決すところによる。

### （意見等の聴取等）

第12条 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見又は説明の聴取、資料の提出その他

の協力を求めることができる。

(庶務)

第13条 委員会の庶務は、企画部男女共同参画センターにおいて処理する。

#### 第4章 苦情処理

(苦情処理窓口)

第14条 条例第23条に規定する苦情の申立て窓口は、企画部男女共同参画センターに置くものとする。

(苦情処理委員の構成)

第15条 条例第24条第2項に規定する苦情処理委員は、男女1人ずつをもって構成する。

(兼職等の禁止)

第16条 苦情処理委員は、衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治団体の役員と兼ねることができない。

2 苦情処理委員は、市と特別な利害関係にある企業その他の団体役員と兼ねることができない。

3 前2項に定めるもののほか、苦情処理委員は、公平な職務の遂行に支障が生じるおそれがある職と兼ねることができない。

(委員の解職)

第17条 市長は、苦情処理委員が心身の故障のため職務の遂行に耐え得ないと認めるとき、又は職務上の義務違反その他苦情処理委員としてふさわしくない行為があると認めるときは、これを解職することができる。

(苦情の申立て)

第18条 条例第22条に規定する苦情の申立て（以下「申立て」という。）をしようとする者は、男女平等苦情申立書により行うものとする。

(苦情申立ての受付)

第19条 苦情処理委員は、条例第22条に規定する申立てがあったときは苦情受付処理台帳に受付処理状況を記録するものとする。

(苦情申立て事項の調査)

第20条 苦情処理委員は、申立てが条例第22条第1項に掲げる事項に該当すると認めるときは、必要に応じて当該申立てに係わる市の関係機関又は市の関係者に対し、調査実施通知書を送付して調査を行うものとする。

(苦情の申立て除外事項)

第21条 次の各号のいずれかに該当する申立ては、条例第22条に規定する申立てとして取り扱わないこととする。

(1) 男女平等社会の形成の推進に関連しないと認められる事項

(2) 条例第2条第1号から第3号までに定めるもの以外からの申立て

(3) 裁判所において係争中若しくは行政庁において審査請求の審査中又は判決等により確定した事項

(4) 市議会等に請願、陳情等を行っている事項

2 苦情処理委員は、申立てが条例第22条に該当しないと認めるとき又は前項各号に該当すると認めるときは、速やかに当該申立人に苦情不処理通知書により通知しなければならない。

(市長への勧告)

第22条 苦情処理委員は、条例第24条第5項における勧告をするときは、勧告書により勧告するものとする。

(調査結果の通知等)

第23条 苦情処理委員は、申立てを受けた日の翌日から起算して3月以内に、苦情処理結果通知書により、調査の結果及び市長に対する勧告の有無を当該申立人に通知しなければならない。

2 苦情処理委員は、前項に規定する期間内に申立人に通知ができないときは、理由を付して当該申立人に処理経過を報告しなければならない。

(年次報告等)

第24条 苦情処理委員は、市長に毎年度1回、前年度における申立ての処理状況を取りまとめて報告しなければならない。

2 市長は、前項に規定する苦情処理委員の報告をもとに、個人情報公表をしないよう配慮して取りまとめた報告書を公表するものとする。

#### 第5章 雑則

(様式)

第25条 この規則の施行に必要な書類及び帳等の様式は、市長が別に定める。

(委任)

第26条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成18年7月1日から適用する。ただし、第14条から第24条までの規定は、平成19年4月1日から施行する。

#### 附 則 (平成19年3月30日規則第15号)

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現在に職する収入役がこの規則施行後において任期中にあるときは、改正前の規則第4条第1項の収入役に係る規定は、なおその効力を有する。

附 則 (平成22年6月11日規則第18号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年3月28日規則第7号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月31日規則第25号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月30日規則第5号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

### 別表 (第6条関係)

所 属	職
企画部	企画課長、秘書広報課長
総務部	職員課長
市民生活部	産業振興課長
健康福祉部	生活福祉課長、健康推進課長
子ども家庭部	子育て支援課長
都市整備部	まちづくり課長
教育部	教育総務課長、指導主事、生涯学習スポーツ課長

## 清瀬市男女平等推進委員会委員名簿

(任期 平成28年7月1日～平成30年6月30日)

職	氏名	区分	所属団体等
委員長	浅倉 むつ子	学識経験者	早稲田大学 大学院法務研究科教授
副委員長	福田 けい	市民	一般公募による市民
委員	谷田川 知恵	学識経験者	一橋大学ほか非常勤講師
委員	大貫 静子	市民	一般公募による市民
委員	河原 貴子		一般公募による市民
委員	城野 兼一		一般公募による市民
委員	松村 茂		一般公募による市民
委員	八代田 憲司		一般公募による市民
委員	齊藤 しのぶ	関係機関に属する者	清瀬市防災会議委員
委員	内野 光裕		清瀬市青少年問題協議会 委員
委員	間宮 奈保子		(市内介護事業所ネットワーク会長) ケアパレット清瀬
委員	武田 裕子		清瀬市民生・児童委員協議会 民生・児童委員

所属団体等は平成29年4月1日現在

## 第3次清瀬市男女平等推進プラン策定の経過

### 清瀬市男女平等推進委員会

【平成28年度】

会議	開催年月日	審議内容等
第1回	平成28年7月28日	清瀬市男女平等推進委員会 委員委嘱 清瀬市男女平等推進プランについて
第2回	平成28年11月24日	男女平等推進プラン進捗状況調査結果について
第3回	平成29年2月24日	第3次清瀬市男女平等推進プラン改定作業について スケジュールについて 全体体制について

【平成29年度】

会議	開催年月日	審議内容等
第1回	平成29年4月24日	第3次清瀬市男女平等推進プラン改定作業・目標課題の検討
第2回	平成29年5月29日	// ・課題施策の検討
第3回	平成29年7月24日	// ・目標値について
第4回	平成29年10月2日	// ・構成の確認
第5回	平成30年2月5日	// ・最終校正

### 清瀬市男女平等推進本部

会議	開催年月日	審議内容等
第1回	平成29年5月2日	清瀬市男女平等推進本部について 第3次清瀬市男女平等プラン改定について
第2回	平成29年11月21日	第3次清瀬市男女平等推進プラン（素案）について
第3回	平成30年2月20日	// （最終案）について

### 清瀬市男女平等推進本部専門部会委員

会議	開催年月日	審議内容等
第1回	平成29年6月21日	清瀬市男女平等推進本部専門部会について 第3次清瀬市男女平等プラン策定について 清瀬市男女平等に関する意識・実態調査の報告について
第2回	平成29年8月28日	第3次清瀬市男女平等プラン策定作業
第3回	平成29年10月16日	// ・目標値・構成の確認

## 男女共同参画のあゆみ（年表）

実施年	国連の動き	国の動き	東京都の動き	清瀬市の動き
1975 (昭和50年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国際婦人年(目標:平等、発展、平和)</li> <li>○国際婦人年世界会議(メキシコシティ)</li> <li>○「世界行動計画」採択</li> <li>○「婦人の平等と開発と平和への婦人の寄与に関する1975年メキシコ宣言」採択</li> <li>○1976～85年の10年間を「国連婦人の10年」と宣言</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○総理府に「婦人問題企画推進本部」設置</li> <li>○婦人問題企画推進本部に参与を設置</li> <li>○婦人問題企画推進本部会議開催</li> <li>○総理府婦人問題担当室設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国際婦人年婦人のつどい開催</li> </ul>	
1976 (昭和51年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国連婦人の10年スタート(～1985年)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○民法改正(離婚後婚氏統稱制度の新設)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○都民生活婦人計画課設置</li> </ul>	
1977 (昭和52年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>○「国内行動計画」策定 計画期間:昭和52～61年度</li> <li>○国立婦人教育会館オープン</li> <li>○国内行動計画前期重点目標発表</li> </ul>		
1978 (昭和53年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>○総理府「婦人の現状と施策—国内行動計画に関する第1回報告書」発表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○東京都婦人問題協議会答申「東京都行動計画策定にあたっての基本的な考え方と施策の方向性について」</li> <li>○「婦人問題解決のための東京都行動計画」策定計画期間:昭和54～60年度</li> </ul>	
1979 (昭和54年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国連第34回総会「女性差別撤廃条約」採択</li> </ul>			
1980 (昭和55年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「国連婦人の十年」～平等、発展、平和中間年世界会議(コペンハーゲン) サブテーマ「雇用・健康・教育」</li> <li>○女子差別撤廃条約署名式(57カ国)</li> <li>○「国連婦人の十年後期行動プログラム」の採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「女子差別撤廃条約」に署名</li> </ul>		
1981 (昭和56年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ILO第156号条約(家族的責任を有する労働者条約)、第67回ILO総会で採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「国内行動計画後期重点目標」策定</li> </ul>		
1982 (昭和57年)			<ul style="list-style-type: none"> <li>○東京都婦人問題協議会答申「「国連婦人10年」後半における東京都婦人関係施策のあり方について」</li> </ul>	
1983 (昭和58年)			<ul style="list-style-type: none"> <li>○婦人問題解決のための新東京行動計画「男女の平等と共同参加へのとうきょうプラン」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○清瀬市婦人行動計画の策定</li> </ul>
1984 (昭和59年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「国連婦人の十年」～平等、発展、平和の成果を検討し、評価するための世界会議のためのエスキューブ地域政府間準備会議(東京)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国籍における父母両系主義採用</li> </ul>		
1985 (昭和60年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「国連婦人の十年」～平等、発展、平和ナイロビ世界会議(西暦2000年における)「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択2000年までに少なくとも1回の世界会議を開くことを決議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「国籍法」の改正</li> <li>○「男女雇用機会均等法」公布</li> <li>○「女子差別撤廃条約」批准</li> <li>○育児休業法成立(女子教育職員、看護婦、保母等のみ対象)</li> <li>○民法一部改正(離婚時の氏使用可能等)</li> <li>○国籍法、戸籍法、一部改正・施行(父系血統主義から父母両系血統主義へ)</li> <li>○「労働者派遣法」の制定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○東京都婦人問題協議会報告「男女平等の社会的風土づくり」</li> </ul>	
1986 (昭和61年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>○婦人問題企画推進本部拡充:構成を全省庁に拡大、任務も拡充婦人問題企画推進有識者会議開催</li> </ul>		
1987 (昭和62年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>○「西暦2000年に向けての国内行動計画」策定婦人問題企画推進本部参与拡充</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○東京都婦人問題協議会報告「21世紀へ向けての新たな展開」</li> </ul>	
1988 (昭和63年)				
1989 (平成元年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>○学習指導要領の改訂(高等学校家庭科の男女必修等)</li> <li>○パートタイム労働指針制定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○東京都婦人問題協議会報告「21世紀へ向け男女平等の実現を目指して」</li> </ul>	

実施年	国連の動き	国の動き	東京都の動き	清瀬市の動き
1990 (平成2年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国連婦人の地位委員会拡大会議</li> <li>○国連経済社会理事会</li> <li>○「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○東京都女性問題協議会報告「21世紀へ向け女性問題解決のための新たな行動計画の策定について」</li> </ul>	
1991 (平成3年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>○「西暦2000年に向けての国内行動計画 第1改訂」策定</li> <li>○「育児休業法」公布</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○女性問題解決のための東京都行動計画「21世紀へ 男女平等推進とつきようプラン」策定</li> <li>○計画期間:平成3～12年度</li> <li>○東京都男女平等推進基金設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○企画部広報課公募による女性広報「Ms.スクエア」刊行</li> <li>○市内初の女性校長、清瀬第六小学校六代校長に就任(万代る里子)</li> </ul>
1992 (平成4年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○世界環境開発会議(リオデジャネイロ)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○婦人問題担当大臣設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○財団法人 東京女性財団設立</li> </ul>	
1993 (平成5年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○世界人権会議(ウィーン)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○パートタイム労働法成立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○東京都女性問題協議会報告「男女平等の社会的風土づくり」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○清瀬駅再開発計画の中に「女性センター機能を持たせた施設の建設を」の陳情</li> </ul>
1994 (平成6年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「開発と女性」に関する第2次アジア・太平洋大臣会議(ジャカルタ)</li> <li>○「ジャカルタ宣言及び行動計画」採択</li> <li>○世界人口・開発会議(カイロ)リプロダクティブ・ヘルス/ライツを打ち出した行動計画を採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○総理府が男女共同参画推進本部設置</li> <li>○男女共同参画室設置</li> <li>○男女共同参画審議会設置(政令)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○清瀬駅再開発計画の中に「女性センター機能を持たせた施設の建設を」が採択</li> <li>○「女性センター建設検討委員会」発足</li> <li>○(仮称)清瀬市女性センターの基本的なあり方について」の答申</li> </ul>
1995 (平成7年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第4回世界女性会議「北京宣言及び行動綱領」採択</li> <li>○世界社会開発サミット(コペンハーゲン)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ILO156号条約批准</li> <li>○「育児休業法」改正(介護休業制度の法制化)</li> <li>○(平成11年からは休業の制度化が事業主の義務)</li> <li>○高齢社会対策基本法成立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○東京都女性問題協議会報告「都政における男女平等施策の新たな展開に向けて」</li> <li>○東京ウイメンズプラザ開館</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○3月「女性センター開設準備委員会」発足</li> <li>○7月センターの名称は「清瀬市男女共同参画センター」愛称はアイレックに決定</li> <li>○「清瀬市男女共同参画センター開館記念事業実行委員会」発足</li> <li>○10月アイレック開館</li> </ul>
1996 (平成8年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>○男女共同参画審議会から「男女共同参画ビジョン」答申</li> <li>○「男女共同参画2000年プラン」策定計画期間:平成12年度まで</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「女性に対する暴力に関する検討委員会」設置</li> <li>○「女性に対する暴力調査」の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○清瀬市男女共同参画センター運営委員会を設置</li> <li>○「Ms.スクエア」20号から発行所管が秘書広報課からアイレックに移管</li> </ul>
1997 (平成9年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>○男女共同参画審議会設置(法律)</li> <li>○「男女雇用機会均等法」改正「介護保険法」公布</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○「清瀬市女性行動計画策定委員会」設置</li> <li>○アイレックサポーター発足</li> </ul>
1998 (平成10年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>○男女共同参画審議会から「男女共同参画社会基本法～男女共同参画社会を形成するための基礎的条件づくり～」答申</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○清瀬市女性行動計画策定委員会による「男女平等に関する市民意識・実態調査」実施</li> <li>○「清瀬市女性行動計画への提言」市長に提出</li> </ul>
1999 (平成11年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ESCAPハイレベル政府間会議(バンコク)</li> <li>○「女性差別撤廃条約の選択議定書」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「男女共同参画社会基本法」公布、施行</li> <li>○「食料・農業・農村基本法」の公布、施行(女性の参画の促進を規定)</li> <li>○「女性に対する暴力のない社会を目指して」答申</li> <li>○「児童買春・ポルノ禁止法」公布、施行</li> <li>○「新エンゼルプラン」策定</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○「清瀬市男女平等推進プラン策定委員会」設置</li> </ul>
2000 (平成12年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国連特別総会「女性2000年会議」開催(ニューヨーク)</li> <li>○ミレニアム開発目標採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○男女共同参画審議会から「男女共同参画基本計画策定にあたっての基本的な考え方・21世紀の最重要課題」答申</li> <li>○「男女共同参画基本計画(第1次)」策定</li> <li>○「ストーカー規制法」施行</li> <li>○「児童虐待防止法」制定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○男女平等参画基本条例制定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「清瀬市男女平等推進プラン」策定</li> <li>○「男女平等推進庁内会議」設置</li> <li>○「男女平等推進委員会」設置</li> </ul>
2001 (平成13年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>○両立支援の方針決定</li> <li>○内閣府男女共同参画局設置</li> <li>○「配偶者暴力防止法」成立</li> <li>○男女共同参画会議設置</li> <li>○内閣府「男女共同参画局」設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「家庭等における暴力調査」実施</li> <li>○東京都配偶者暴力支援センター開始</li> </ul>	

実施年	国連の動き	国の動き	東京都の動き	清瀬市の動き
2002 (平成14年)		○「少子化対策プラスワン」決定	○男女平等参画のための東京都行動計画「チャンス&サポート 東京都プラン2002」策定(平成14～18年度) ○DV支援センター業務開始	○「企画部男女平等推進室」設置 ○「男女共同参画センター」の所管が教育委員会から企画部へ
2003 (平成15年)		○「少子化対策基本法」 ○「次世代育成支援対策推進法」成立 ○女性のチャレンジ支援策の推進 ○「一般事業主行動計画」の策定	○男女平等推進基金廃止 ○「配偶者の暴力被害の実態の把握・分析及び対策についての調査審議報告」	○「配偶者等からの暴力対策連絡協議会」設置 ○第Ⅱ期「清瀬市男女平等推進委員会」発足 ○「男女平等に関する市民意識・実態調査」実施
2004 (平成16年)	○ESCAPハイレベル政府間会合(バンコク) ○「バンコク・コミュニケ」採択	○「配偶者暴力防止法」改正並びに同法にもとづく基本方針策定 ○「育児介護休業法」改正 ○「児童買春・ポルノ禁止法」改正 ○「人身取引対策行動計画」策定		○「清瀬市男女平等推進プラン」の進捗状況につき庁内各課に調査を実施し、庁内会議、庁内会議専門部会で検討
2005 (平成17年)	○第49回国連婦人の地位委員会「北京+10」閣僚級会合開催 ○国連防災世界会議(神戸)	○「第2次男女共同参画基本計画」策定(平成17～22年度) ○「女性の再チャレンジ支援プラン」策定 ○「高齢者虐待防止法」制定	○「次世代育成支援東京行動計画」(平成17～21年度)	○第Ⅲ期「男女平等推進委員会」発足 ○「清瀬市男女平等推進条例策定検討委員会」発足
2006 (平成18年)		○「男女雇用機会均等法」改正 ○東京都男女共同参画担当大臣会合 ○「高齢者虐待防止法」制定	○配偶者暴力対策基本計画策定(平成18～20年度)	○「清瀬市男女平等推進条例」制定 ○「麦畑をかけぬけて」一聞き書き 清瀬の女たち発行
2007 (平成19年)		○「パートタイム労働法」改正 ○「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 ○「配偶者暴力防止法」改定	○「東京都行動計画チャンス&サポート2007」策定(平成19～23年度)	○第Ⅳ期「清瀬市男女平等推進委員会」発足 ○「清瀬市男女平等推進条例苦情処理窓口」設置
2008 (平成20年)		○「女性の参画加速プログラム」策定 ○「次世代育成支援対策推進法」改正 ○「配偶者暴力防止及び被害者の保護に関する基本的な方針」改定		○「清瀬市男女平等推進プラン」改定 ○「男女平等意識・実態調査」実施
2009 (平成21年)	○ESCAPハイレベル政府間会合(バンコク) ○「バンコク宣言」採択	○「育児・介護休業法」改正 ○「人身取引策定行動計画2009」策定	○「配偶者暴力対策基本計画」改定	○第Ⅴ期「清瀬市男女平等推進委員会」発足
2010 (平成22年)	○第54回国連婦人の地位委員会(「北京+15」記念会合(ニューヨーク))「宣言採択」 ○UN Women創設(国連・ジェンダー関連既存4組織の統合) ○APEC第15回WLN(女性リーダーズネットワーク)開催(日本)	○「第3次男女共同参画基本計画」策定(平成23～27年度) ○「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定	○「次世代育成支援東京行動計画」(平成17～21年度)平成22～26年度)	○第Ⅵ期「清瀬市男女平等推進委員会」発足
2011 (平成23年)	○APEC女性と経済サミット(サンフランシスコ) ○ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国際機関(UN Women)発足	○東日本震災復興基本法策定(基本理念に「女性、子ども、障害者等を含めた多様な国民の意見が反映されるべきこと」が明記された) ○「障害者虐待防止法」制定		○「清瀬市配偶者等からの暴力の防止及び被害者保護のための基本計画」を策定 ○住民生活に光を注ぐ交付金により図書コーナー増設。 ○同交付金によりDV研修を実施、デートDVパンフレット作成 ○「清瀬市配偶者暴力防止基本計画」の策定
2012 (平成24年)	○「第56回国連婦人の地位委員会」開催(ニューヨーク) ○国連事務次長兼UNWomen事務局長(当時)が日本訪問	○内閣府に女性活力・子育て支援担当大臣を設置 ○「子ども・子育て支援法」成立 ○「育児・介護休業法」全面施行	○「東京都行動計画チャンス&サポート2012」策定(平成24～28年度) ○「配偶者暴力対策基本計画」改定(平成24～28年度)	○第Ⅶ期「清瀬市男女平等推進委員会」発足 ○多摩・島しょ地域力の向上事業助成金により、企画運営委員を公募し、「団塊世代の地域デビュー支援講座」を実施

実施年	国連の動き	国の動き	東京都の動き	清瀬市の動き
2013 (平成25年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正</li> <li>○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本的な方針」改定</li> <li>○「ストーカー行為等の規制等に関する法律」改正</li> <li>○「男女雇用機会均等法」改正</li> <li>○「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」成立</li> <li>○「防災基本計画」の改定</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○清瀬市男女平等推進専門委員会」設置(平成27年3月31日)</li> <li>○「清瀬市男女平等推進プラン進捗状況調査」実施</li> <li>○2サポーター(チームDANKATU・チームつながりカフェ)発足</li> <li>○12月より隔月で「つながりカフェ」開催</li> </ul>
2014 (平成26年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第58回国連婦人の地位委員会(CSW)開催(ニューヨーク)</li> <li>○「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム(WAW!)」開催(東京)</li> <li>○アジア太平洋経済協力(APEC)女性と経済フォーラム(北京)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○内閣府に女性活躍担当大臣を設置</li> <li>○「雇用保険法の一部を改正する法律」、「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律」改正</li> <li>○「パートタイム労働法」改正「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正</li> <li>○「児童買春・ポルノ禁止法」改正</li> <li>○「人身取引対策行動計画2014」策定</li> <li>○「次世代育成支援対策推進法」改正</li> <li>○「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針」改定</li> <li>○「リベンジポルノ被害防止法」の成立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「東京都女性活躍推進会議」設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○清瀬市男女平等推進条例「子どものためのガイドブック」発行</li> <li>○「清瀬市男女平等推進プラン進捗状況調査報告」「清瀬市男女平等推進専門委員会報告書」をまとめる</li> <li>○女性管理職アンケートを実施</li> </ul>
2015 (平成27年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○アジア太平洋経済協力(APEC)</li> <li>○女性と経済フォーラム(マニラ)UN Women日本事務所開設</li> <li>○「北京+20」記念会合(第59回国連婦人の地位委員会)開催(ニューヨーク)</li> <li>○国連防災世界会議(仙台)</li> <li>○国連持続可能な開発サミット(ニューヨーク)持続可能な開発目標(SDGs)採択(目標5ジェンダー平等の達成、すべての女性及び女兒の能力強化)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「第4次男女共同参画基本計画」策定(平成28～32年度)</li> <li>○「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」制定</li> <li>○「事業主行動計画策定指針」策定</li> <li>○「輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会」行動宣言賛同者ミーティングの開催</li> <li>○「防災基本計画」の改定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「東京都子供・子育て支援総合計画」策定(平成27～31年度)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○清瀬市男女平等推進条例「子どものためのガイドブック」改訂版発行</li> <li>○多摩・島しょ広域連携活動助成金により「沿線3市男女共同参画連携事業」「男性にとつての男女共同参画」</li> </ul>
2016 (平成28年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>○「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」施行</li> <li>○「事業主が職場における妊娠、出産等に関する言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「東京都女性活躍推進白書」策定</li> <li>○東京都男女平等参画推進計画(女性活躍推進計画・配偶者暴力対策基本計画)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「沿線3市男女共同参画連携事業」「ワーク・ライフ・バランス」ワーク・ライフ・ランスに関する企業等意識実態調査・女性起業支援事業</li> <li>○清瀬市男女平等に関する市意識・実態調査</li> </ul>
2017 (平成29年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>○刑法改正(強姦罪から強制性交等罪へ厳罰化)</li> <li>○「育児・介護休業法」の改正</li> <li>○「男女雇用機会均等法」の改正</li> <li>○「ストーカー規制法」の改正</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○「沿線3市男女共同参画連携事業」「防災と男女共同参画」</li> <li>○清瀬市男女平等推進プラン(第3次)策定</li> </ul>

# 日本国憲法（抜粋）

（昭和二十一年十一月三日公布）

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

## 第二章 戦争の放棄

第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

○2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

## 第三章 国民の権利及び義務

第十一条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利

は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第十四条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

第十八条 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第二十四条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

○2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第二十五条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

○2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第二十六条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

○2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第二十七条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

○2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

○3 児童は、これを酷使してはならない。

第四十四条 両議院の議員及びその選挙人の資格は、法律でこれを定める。但し、人種、信条、性別、社会的身分、門地、教育、財産又は収入によつて差別してはならない。

## 男女共同参画社会基本法

公布 平成十一年六月二十三日法律第七十八号)  
改正 平成十一年 七月 十六日法律第 百二号  
同 十一年十二月二十二日同 第百六十号

### 目次

- ・前文
- ・第一章 総則（第一条—第十二条）
- ・第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）
- ・第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）
- ・附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

### 第一章 総則

#### （目的）

**第一条** この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

#### （定義）

**第二条** この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

#### （男女の人権の尊重）

**第三条** 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を發揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

#### （社会における制度又は慣行についての配慮）

**第四条** 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

#### （政策等の立案及び決定への共同参画）

**第五条** 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

#### （家庭生活における活動と他の活動の両立）

**第六条** 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

#### （国際的協調）

**第七条** 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

#### （国の責務）

**第八条** 国は、第三条から前条までに定める男女共同

参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

#### （地方公共団体の責務）

**第九条** 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### （国民の責務）

**第十条** 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

#### （法制上の措置等）

**第十一条** 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

#### （年次報告等）

**第十二条** 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

#### （男女共同参画基本計画）

**第十三条** 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決

定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

#### （都道府県男女共同参画計画等）

**第十四条** 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

#### （施策の策定等に当たっての配慮）

**第十五条** 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

#### （国民の理解を深めるための措置）

**第十六条** 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

#### （苦情の処理等）

**第十七条** 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

#### （調査研究）

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の國務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

### 附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議

会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

#### 附 則（平成十一年七月十六日法律第百二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 略
- 二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会  
（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

#### 附 則（平成十一年十二月二十二日法律第百六十号）抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）

## 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年四月十三日法律第三十一号)

最終改正：平成二六年四月二三日法律第二八号

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）
- 第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条—第五条）
- 第三章 被害者の保護（第六条—第九条の二）
- 第四章 保護命令（第十条—第二十二條）
- 第五章 雑則（第二十三条—第二十八条）
- 第五章の二 補則（第二十八条の二）
- 第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

### 第一章 総則

#### (定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むもの

とする。

- 2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。
- 3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

### 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

#### (基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
  - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
  - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
  - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

#### (都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

## 第二章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

- 第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
  - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
  - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
  - 三 被害者（被害者とその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
  - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
  - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
  - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、

情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

- 第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

- 第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

## 第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

- 第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

- 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

- 第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道府県警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、道府県警察、福祉事務所等道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

#### 第四章 保護命令

（保護命令）

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴

力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
  - 一 面会を要求すること。
  - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
  - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ

装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日

から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

#### （管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

#### （保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知する

ものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消の原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令

の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあるは、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の

期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九十九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

## 第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるも

のとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
  - 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
  - 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
  - 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

## 第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

## 第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

## 附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合にお

ける当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

#### 附 則（平成一六年六月二日法律第六四号）

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

- 2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜ

られるものとする。

#### 附 則（平成一九年七月一日法律第一一三号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

#### 附 則（平成二五年七月三日法律第七二号）抄

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

#### 附 則（平成二六年四月二三日法律第二八号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中次世代育成支援対策推進法附則第二条第一項の改正規定並びに附則第四条第一項及び第二項、第十四条並びに第十九条の規定 公布の日
- 二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

(政令への委任)

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

## 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成二十七年九月四日法律第六十四号)

- 第一章 総則（第一条—第四条）
- 第二章 基本方針等（第五条・第六条）
- 第三章 事業主行動計画等
  - 第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）
  - 第二節 一般事業主行動計画（第八条—第十四条）
  - 第三節 特定事業主行動計画（第十五条）
- 第四章 女性の職業選択に資する情報の公表（第十六条・第十七条）
- 第五章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第十八条—第二十五条）
- 第六章 雑則（第二十六条—第二十八条）
- 第七章 罰則（第二十九条—第三十四条）
- 附則

### 第一章 総則

#### （目的）

#### 第一条

この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

#### （基本原則）

#### 第二条

女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨とし

て、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

#### （国及び地方公共団体の責務）

#### 第三条

国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

#### （事業主の責務）

#### 第四条

事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

### 第二章 基本方針等

#### （基本方針）

#### 第五条

政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
- イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
- ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
- ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。  
(都道府県推進計画等)

#### 第六条

- 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
  - 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### 第三章 事業主行動計画等

#### 第一節 事業主行動計画策定指針

##### 第七条

- 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十五条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。
- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる

事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

#### 第二節 一般事業主行動計画

##### (一般事業主行動計画の策定等)

##### 第八条

国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

#### 第九条

厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

#### 第十条

前条の認定を受けた一般事業主（次条及び第二十条第一項において「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

#### 第十一条

厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

#### 第十二条

承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第四百一十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第三項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十八条の三、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の二の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又

は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

### 第十三条

公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

### 第十四条

国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

## 第三節 特定事業主行動計画

### 第十五条

国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

## 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

### 第十六条

第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

### 第十七条

特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活

における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

#### 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

##### 第十八条

国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

##### 第十九条

国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

##### 第二十条

国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役員又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

##### 第二十一条

国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うもの

とする。

(情報の収集、整理及び提供)

##### 第二十二条

国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

##### 第二十三条

当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第十八条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

##### 第二十四条

協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

##### 第二十五条

前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

## 第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

### 第二十六条

厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

### 第二十七条

第八条から第十二条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

### 第二十八条

この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

## 第六章 罰則

### 第二十九条

第十二条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

### 第三十条

次の231q各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十八条第四項の規定に違反した者
- 二 第二十四条の規定に違反した者

### 第三十一条

次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

### 第三十二条

次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項の規定に違反した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒

み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

### 第三十三条

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十九条、第三十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

### 第三十四条

第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

## 附則 抄

(施行期日)

### 第一条

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章(第七条を除く。)、第五章(第二十八条を除く。)及び第六章(第三十条を除く。)の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

### 第二条

この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

- 2 第十八条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十四条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

### 第三条

前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

### 第四条

政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。